

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	〔620〕（市民税・諸税）賦課事務	会計名称	一般会計		担当課	税務課	
		予算科目	2 款 2 項 2 目	事業番号	9705	所属長名	藤本 直紀
事業評価の有無	■ 評価対象事業						

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績
直接事業費		18,513	21,131	0	0	0	20,530	個人市県民税賦課処理件数		件	33684	34000	31851	33375
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他		0	0	0	0	0							
一般財源		18,513	21,131	0	0	0	20,530	法人市民税申告件数		件	1087	1100	642	1150
職員の人工（にんく）数		7.13	5.85				7.13							
1人工当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086	軽自動車税賦課処理件数		件	30429	30500	25185	29221
※ 直接事業費＋人件費		75,852	68,434				78,183							
主な実施主体		直接実施（臨時職員3か月間1人を含む。）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）										
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計			
						21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	106,000			
成果指標	指標	賦課処理件数にかかる事業費				単位	⇒	区分年度	27年度	28年度	29年度	目標	毎年度	
	円					目標		1000	1000	1000	1000			
	指標設定の考え方	年間の賦課処理件数1件当たりの事業費の動向を計ることで、賦課事務の効率化を測定できる。						実績	1163	1226				
	指標で表せない効果					賦課業務の正確性については、指標が低いほど効果が出ているとは言えず、指標では表せない。								

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）		基幹系システム変更に伴い課税処理方法や帳票変更等があり、新たな業務負担と新システムによる効率化についての検討が必要となっている。									
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	新システム稼動により納税義務者への通知書等をよりわかりやすく、事務効率のよい様式へ変更することができた。また、通知書等の発送作業においても、窓あき封筒を有効に活用することにより封緘作業の時間短縮ができ、効率的な発送作業を行うことができた。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。	5					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	5					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5					
	一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 毎年度の税制改正と複雑化する課税事務に対応するため、継続が必要と判断する。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。	5					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	5					
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5					

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			市県民税特別徴収税額決定通知書の事業主への送付の際には、個人番号の取扱いに十分留意し、漏えい等の事案が発生することのないよう徹底を図る。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	